

# 川口市安行霊園基本計画

令和5年3月

川 口 市

# 目 次

<b>第1章 計画策定の経緯と目的</b> .....	<b>1</b>
1. 経緯と目的 .....	1
2. 本計画の位置づけ .....	1
3. 用語の解説 .....	2
<b>第2章 本市霊園の現状と課題</b> .....	<b>3</b>
1. 本市霊園の概要.....	3
2. 本市霊園の課題と取り組み .....	4
<b>第3章 前提条件の整理</b> .....	<b>5</b>
1. 敷地および周辺条件の整理.....	5
2. 法的条件の整理.....	7
<b>第4章 施設の整備計画</b> .....	<b>8</b>
1. 本計画のコンセプト.....	8
2. 納骨堂および合葬式墓地案の比較・検討 .....	8
3. 建物整備計画 .....	11
4. 運用計画 .....	22
5. 事業スケジュール案.....	25

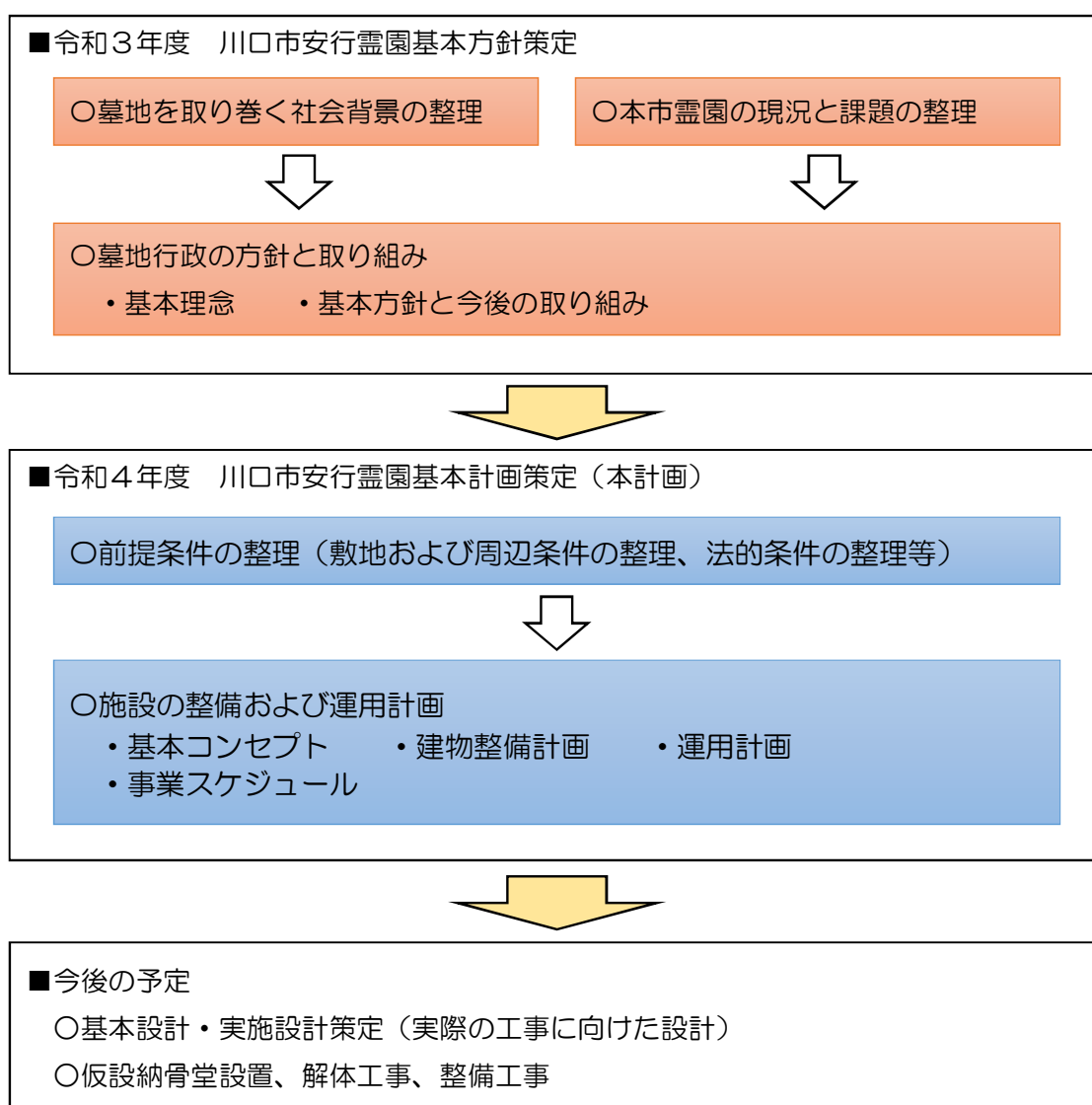
巻末 資料編

# 第1章 計画策定の経緯と目的

## 1. 経緯と目的

市営霊園である「川口市安行霊園」は開園後50年以上経過し、施設全体の老朽化が進んでおり、改修や建替え等が急務となっています。また、少子・高齢化や核家族化の進展等により、葬送に対する考え方や墓地のあり方が多様化しており、本市霊園においても、承継者がいないなどの状況に伴い合葬式墓地等の新しい墓地形態の需要が年々増加しています。このような背景から、昨年度策定した「川口市安行霊園基本方針」を踏まえ、既存の納骨堂等の建替えや合葬式墓地の新規設置など、社会状況等の変化に伴う墓地需要に対応するとともに、市民に親しまれる場となるよう霊園整備を進めるため、霊園施設の整備方法等に関する具体的な基本計画を策定しました。

## 2. 本計画の位置づけ



### 3. 用語の解説

本計画における主要な用語については、以下のとおりです。

用語	解説
墓埋法	墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年5月31日法律第48号）
埋葬	死体を土中に葬ること。（墓埋法第2条）
埋蔵／収蔵	【埋蔵】焼骨を墳墓に納めること。 【収蔵】焼骨を納骨堂に納めること。
改葬	埋葬した死体を他の墳墓に移し、又は埋蔵し、若しくは収蔵した焼骨を、他の墳墓又は納骨堂に移すこと。（墓埋法第2条）
承継	墓地や納骨壇等を使用しているものが死亡した場合などに、祭祀主宰者が墳墓や遺骨、霊園の使用許可等を引き継ぐこと。
墳墓	死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設。（墓埋法第2条）
墓地	墳墓を設けるために、墓地として都道府県知事（本市の場合は川口市長）の許可を受けた区域。（墓埋法第2条）
区画墓地	本市霊園では、個々に区画分けされ、墓石やプレート等を設置した墓地を言う。
納骨堂	他人の委託をうけて焼骨を収蔵するために、納骨堂として都道府県知事（本市の場合は川口市長）の許可を受けた施設。（墓埋法第2条） 本市霊園では、墓地等が決まるまでの間、一時的に遺骨をお預かりする設備を言う。
合葬式墓地	ひとつの場所に共同で多くの遺骨を納める墓地。 本市霊園では、以下の設備を備えた施設を言う。 【一時安置(室)】 区分けされた棚等に遺骨を一定期間個別に安置すること（または場所）。 【合同埋蔵(室)】 遺骨を布袋等に納め、他の遺骨と一緒に同じ場所に埋蔵すること（または場所）。
無縁墳墓	死亡者の縁故者がいない墳墓又は納骨堂。（墓埋法施行規則第3条） 本市霊園で現在管理している無縁墳墓においては、行旅死亡人や、承継者または縁故者がおらず引取り手がいない遺骨を納める施設を言う。
墓誌	墓地等に納められている故人の氏名や没年月日等を記載したもの。
行旅死亡人	本人の氏名または本籍地・住所等が不明で、遺体の引取り手がいない死者。

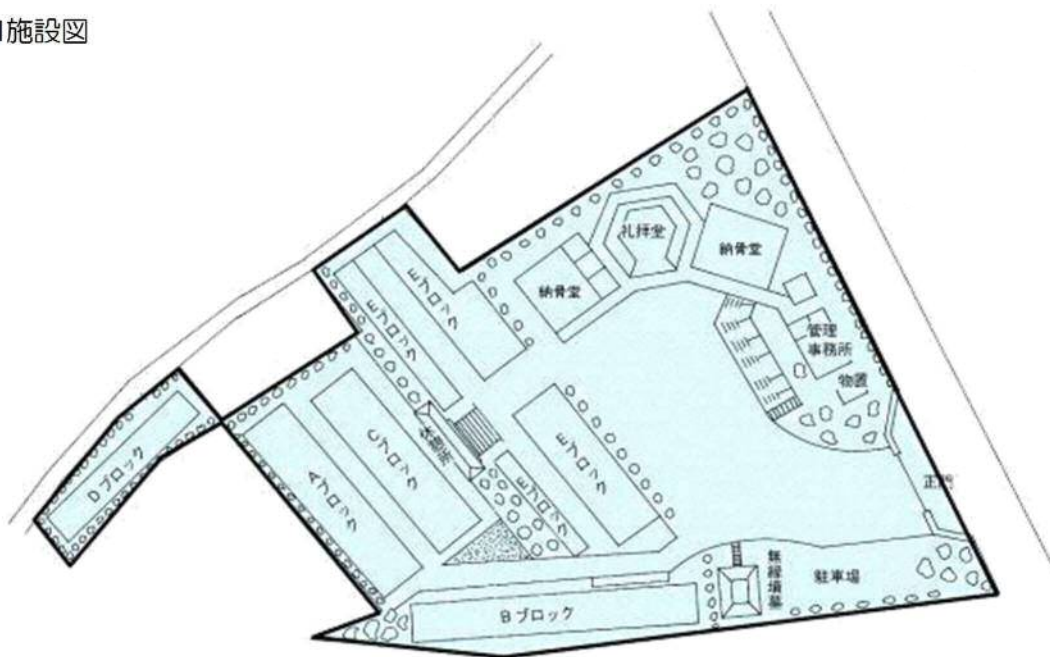
## 第2章 本市霊園の現状と課題

### 1. 本市霊園の概要

安行霊園の概要は以下のとおりです。

項目	概要
施設名	川口市安行霊園
所在地	川口市大字安行吉岡 1392 番地
開園	昭和 41 年 8 月 31 日
面積	敷地面積：5,360.26 m <sup>2</sup> 建築面積：419.22 m <sup>2</sup> (納骨堂：226.80 m <sup>2</sup> 、礼拝堂 146.37 m <sup>2</sup> 、管理棟 36.45 m <sup>2</sup> 、廊下 9.60 m <sup>2</sup> )
区画墓地	284 区画 (約 3 m <sup>2</sup> /区画)
納骨堂	728 壇 (大壇 10、中壇 60、小壇 658)
礼拝堂	法要を行う設備 (30 名程度収容可能)
駐車場	20 台
開園時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 (休園日：年末年始 12 月 29 日～1 月 3 日)
都市計画区分	・市街化区域 ・用途地域：第一種低層住居専用地域

#### ■施設図



## 2. 本市霊園の課題と取り組み

---

少子・高齢化の進行に伴い、死亡者数の増加が見込まれ、新たな墓地需要が継続的に発生することが予測されます。一方で、現在の本市霊園においては、区画墓地は飽和状態であり、公的な役割としての墓地需要に応えられていない状況です。

このことから、本市霊園の整備にあたり、以下の観点から課題解決に向けた取り組みが必要となります。

- |   |
|---|
| <p>①公営墓地としての墓地需要への適切な対応</p> <ul style="list-style-type: none"><li>▷ 少子・高齢化や核家族化の進展による多様な墓地形態のニーズへの対応</li><li>▷ 公的な役割として、市民が必要とする時に提供できる仕組みづくり</li></ul> <p>②受益者負担等の公平性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"><li>▷ 使用料や管理料等、受益者負担の観点を踏まえた公平で持続的な墓地運営</li></ul> <p>③市民誰もが利用できる墓地の検討</p> <ul style="list-style-type: none"><li>▷ 施設の集約化や再配置により、限られた敷地内で市民誰もが利用できる墓地の検討</li></ul> <p>④利用者の利便性向上を踏まえた施設の更新</p> <ul style="list-style-type: none"><li>▷ 施設全体の老朽化対策およびユニバーサルデザインに対応</li><li>▷ 憩いのスペースなど、広く親しみを持てる空間としての視点を踏まえた検討</li></ul> |
|---|

「川口市安行霊園基本方針」抜粋

## 第3章 前提条件の整理

### 1. 敷地および周辺条件の整理

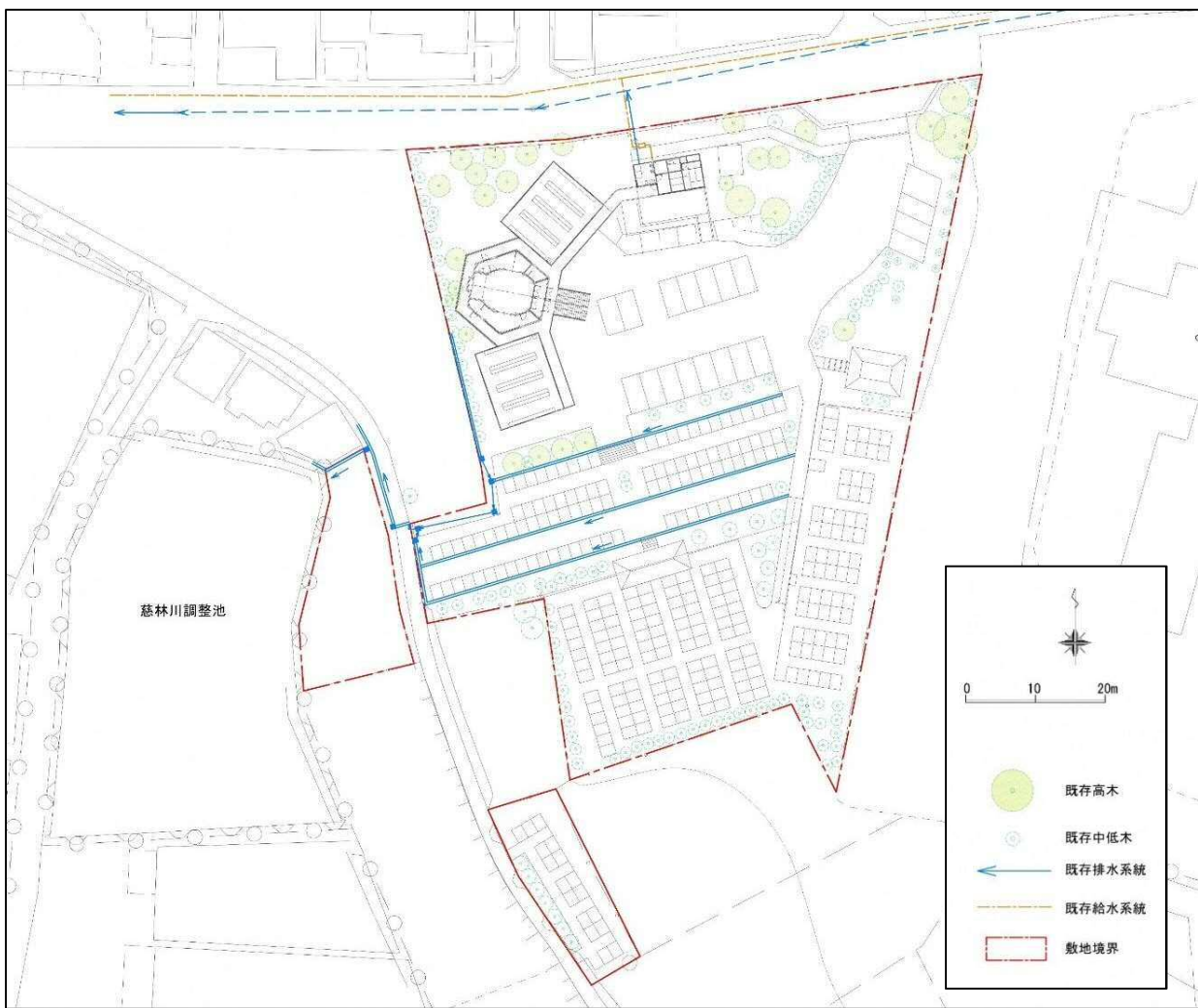
#### (1) 敷地および施設の現況把握

敷地の特徴として、霊園入口から駐車場まで約3.46mの高低差があり、すり鉢状の地形をしています。また、一部の園路では8~10%程度の勾配があり、バリアフリーの観点から何らかの改善が必要です。

敷地内には大径の既存木が存在し、貴重な緑地となっていることから、可能な限り保存することが望めます。一方で境界部は緑地帯が薄く、緑地の充実も課題となります。

雨水排水は慈林川調整池に流出していますが、建築物の改修に伴い雨水排水システムの改修が必要であるとともに雨水貯留槽の設置等の検討も必要となります。

#### ■敷地図

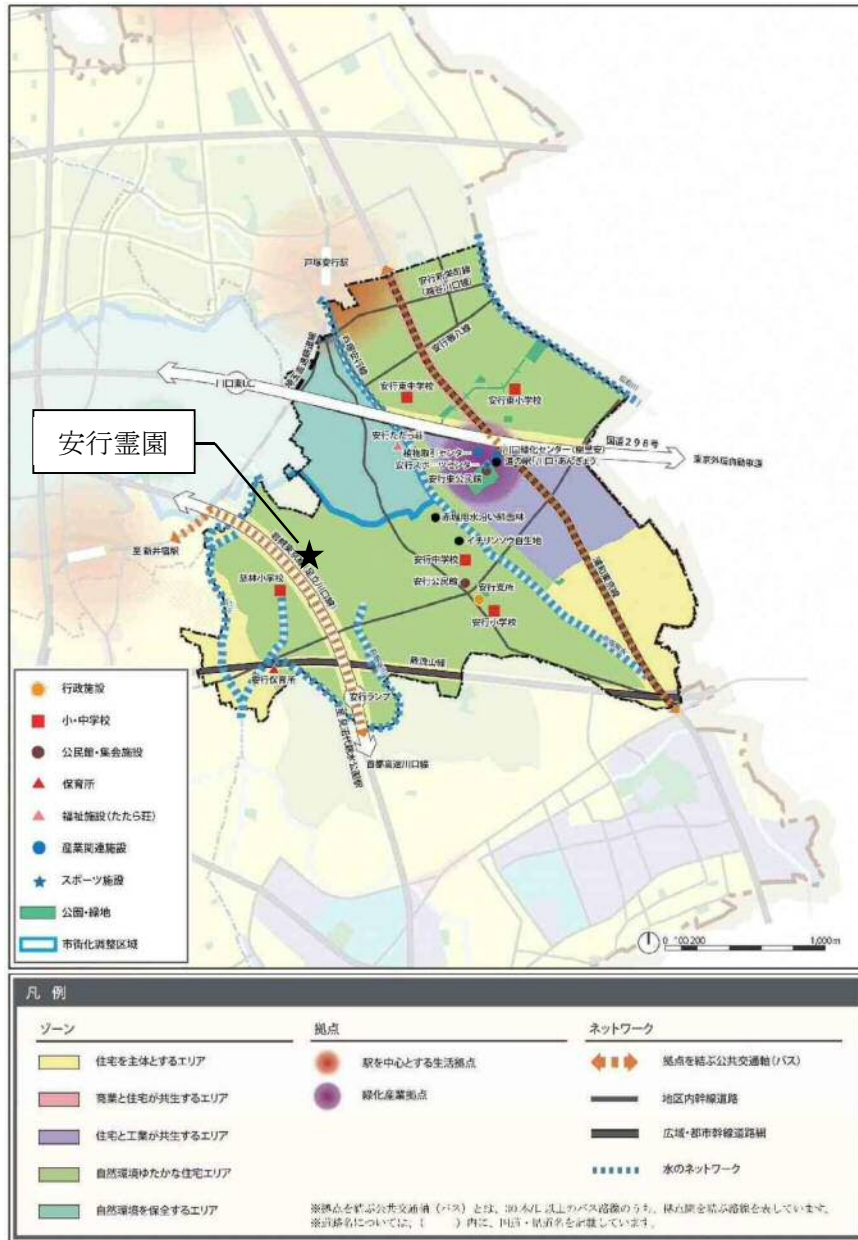


## (2) 社会条件

### 1) 周辺の状況

近隣の主要な公共施設としては慈林小学校（水平距離約 130m）があり、東側約 1km の位置には安行小学校、安行中学校、安行支所があります。

東側は金剛寺および社寺林、南側は農地、北側は住宅、西側は農地および倉庫等が隣接しています。



出典：川口市都市計画基本方針

### 2) 交通

本市霊園は首都高速川口線および県道 239 号から約 300m に位置しており、車でのアプローチは県道 239 号線「安行慈林」より市道「安行第 197 号線」に至るルートとなります。

本市霊園への公共交通機関でのアプローチはバス利用であり、JR 西川口駅および東川口駅、SR 埼玉高速鉄道の戸塚安行駅および鳩ヶ谷駅よりいずれもバス停「吉岡」で下車し、徒歩約 15 分となります。



## 2. 法的条件の整理

---

### (1) 関連法規の整理

整備を行うにあたり、課題となる主要な関連法規は以下のとおりです。

項目・基準等	必要となる条件・基準等
都市計画法 第 33 条、34 条 (開発許可の基準)	開発区域の規模や形状および周辺の状況、土地の地形および地盤の性質、予定建築物等の用途や規模および配置等、各種開発許可に関する基準への適合
建築基準法 第 48 条 (用途地域等)	建築物の用途地域への適合  納骨堂は第一種低層住居専用地域における用途適合外の建築物となるため、本計画においては建築基準法第 48 条但し書きに基づく地元説明会・公聴会の開催や建築審査会への諮問等の手続きが必要
墓埋法および市条例	緑地面積や必要設備の確保等、経営許可に関する基準への適合

## 第4章 施設の整備計画

### 1. 本計画のコンセプト

#### (1) 基本コンセプト

「川口市安行霊園基本方針」で定めた基本理念・基本方針を踏まえ、公営墓地としての役割や新たな墓地形態の需要等に対応可能な施設とします。

##### 【川口市安行霊園基本方針】

基本理念「安行の緑に包まれ、誰もが安らげる場所」

基本方針1：公営と民間の役割分担による公平で安定した墓所の供給への取り組み

基本方針2：社会状況の変化に対応した新たな墓地形態への取り組み、循環型管理運営の推進

基本方針3：地域の特性を踏まえた市民に親しまれる場の形成

#### (2) 施設全体のコンセプト

既存の限られた敷地内において、必要な設備を備えつつ、機能を複合化してコンパクトな霊園とします。また、緑地を確保して景観に配慮した霊園計画の実現を目指します。

#### (3) 納骨堂・合葬式墓地のコンセプト

- ・「緑に包まれた納骨堂・合葬式墓地」を目指し、景観に配慮した建物とします。
- ・納骨堂および合葬式墓地の一体化を図ります。
- ・環境に配慮し、可能な限り「自然採光・自然換気」を取り入れた建物とします。

### 2. 納骨堂および合葬式墓地案の比較・検討

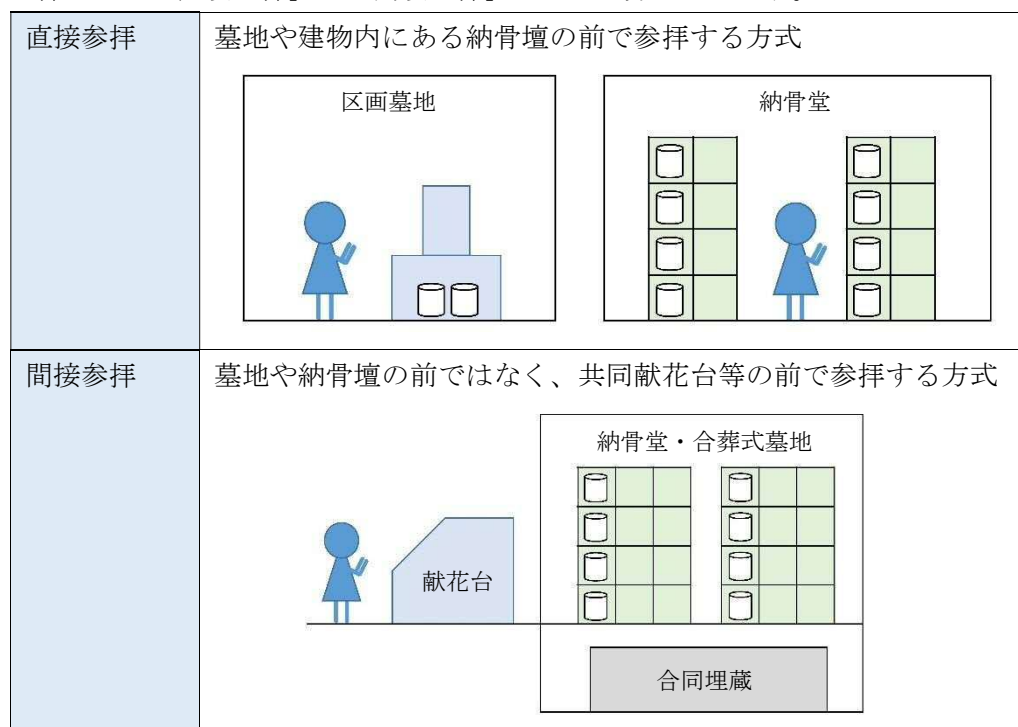
以下のポイントを踏まえ、項目ごとに方法や構造等の異なる複数案を作成し、メリット等の比較・検討を行い、本計画を策定しました。

#### ■主な比較・検討内容

種別	比較のポイント
参拝方式	直接参拝・間接参拝の比較
遺骨安置方法	納骨棚の種類や遺骨を納める容器等の比較
納骨可能数	建物構造等に基づく納骨可能数の比較

## (1) 参拝方式

参拝方式は「直接参拝」と「間接参拝」の2つに分けられます。



納骨堂や合葬式墓地を直接参拝方式とした場合、通路の確保や納骨壇形式の棚にする必要があり、その分、全体の納骨可能数が少なくなります。そのため、本計画においては限られた敷地の中、納骨可能数を確保する観点から間接参拝方式を採用します。

## (2) 遺骨の安置方法

遺骨の安置方法については、既存と同じくドア付きの個別安置が可能な「納骨壇」の他、ドアや仕切り等のない「固定棚」、備え付けのキャスターによりレール上を移動させることができる「移動棚」が考えられます。本計画においては、納骨可能数の確保や耐震性等の観点から移動棚を採用します。

### ■安置棚イメージ



納骨壇  
(八王子市 HP より)



固定棚  
(青森市 HP より)



移動棚  
(小松市 HP より)

### (3) 遺骨の安置期間

#### 1) 納骨堂

使用期間は現状と同様の3年とします。なお、納める先が決まるまでの短期間の預かりであることが前提ですが、新設の合葬式墓地を含め、最終的に納める先の検討や費用等を準備する期間を考慮して1回の更新を可能とします。

#### 2) 合葬式墓地（一時安置室）

遺骨を個別に一時安置する期間については、多くの自治体で20年または30年の期間を採用しています。本市においては施設の規模や民法における所有権規定の観点等から20年とします。20年経過後、合同埋蔵室へ遺骨を移します。

### (4) 納骨可能数の試算

#### 1) 納骨堂および合葬式墓地（一時安置室）

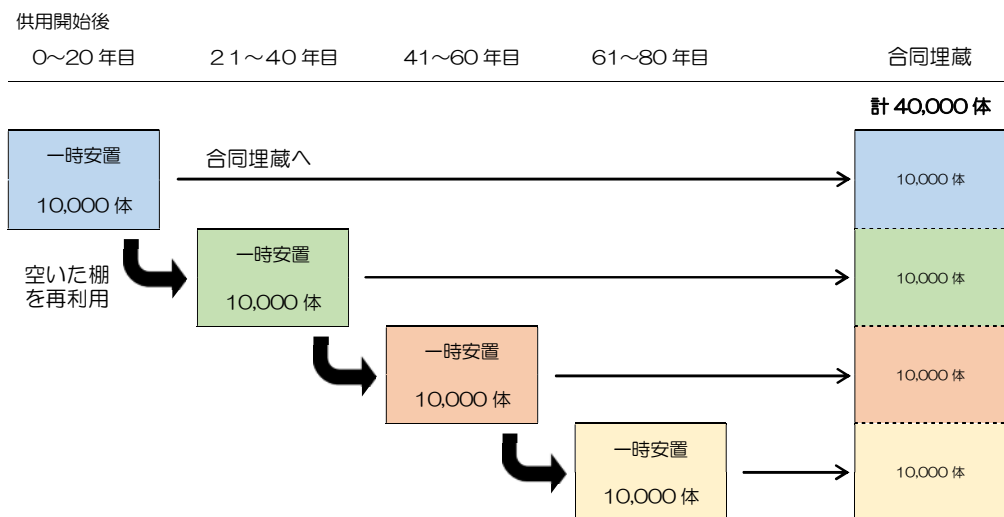
建物の想定規模および納骨棚数等から算出した納骨可能数は以下のとおりです。

施設種類	納骨堂	合葬式墓地（一時安置室）
納骨可能数	約 800 体	約 10,000 体

※納骨堂は現在の設備と同程度の数を想定

#### 2) 合同埋蔵サイクルの試算

合葬式墓地に納める遺骨は、一時安置室で一定期間個別に安置し、その後合同埋蔵室に移します。そのサイクルと納骨可能数は施設の耐用年数（最長80年）を踏まえ以下とします。



### (5) 募集数の試算

募集数は建物規模から算出した納骨可能数等を基に、年間500体程度とします。なお、実際に運用を行っていく中で、人口動態や需要状況等を踏まえ、適宜募集数の見直しも検討します。

### 3. 建物整備計画

---

比較・検討を踏まえ、各設備の計画条件を以下に整理します。

#### (1) 納骨堂

項目	採用案
参拝方式	間接参拝方式
安置方法	移動棚
安置容器	骨壺
安置期間	3年(更新1回まで、最長6年)
建物形式	地上型
運用	遺骨の引取りを前提とした一時預かり施設
墓誌の設置	設置しない

#### (2) 合葬式墓地【一時安置室】

項目	採用案
参拝方式	間接参拝方式
安置方法	移動棚
安置容器	密閉ステンレス容器等
安置期間	20年
建物形式	地上型
運用	20年個別に安置した後、合同埋蔵室に埋蔵 (一時安置せずに直接合同埋蔵も可能)
墓誌の設置	設置しない

#### (3) 合葬式墓地【合同埋蔵室】

項目	採用案
参拝方式	間接参拝方式
安置方法	地下カロート
安置容器	布袋等
安置期間	—
建物形式	地下型
運用	粉骨または焼骨の状態の遺骨を布袋等に納めて埋蔵
墓誌の設置	設置しない

#### (4) 礼拝設備およびその他設備

礼拝堂については、現在の使用頻度や規模等の観点から、休憩スペースとの兼用とします。  
その他、管理事務所等の必要な設備を同じ建物内に配置します。

項目	採用案
礼拝スペース	休憩スペースと兼用 収容数：20～30名程度
その他	管理事務所、トイレ、駐車場、倉庫等

#### (5) 補足事項

##### 1) 遺骨安置棚

- ・納骨堂と合葬式墓地（一時安置室）を同じフロアかつ同じ設備とすることで、必要に応じて両設備間の棚の区割り変更を可能とし、納骨可能数の調整を行います。
- ・移動棚は供用開始時点で予定数の全ては設置せず、維持管理や需要状況に合わせて段階的に導入を進めていきます。

##### 2) 礼拝スペース

- ・普段は休憩スペースとして利用し、法事等の際は可動式の間仕切りで室内を区切ります。
- ・簡易祭壇を用意し、未使用時は壁等に収納できるようにします。
- ・ガラス窓はロールスクリーン等を設置し、利用時に外から見えないよう配慮します。

##### ■間仕切りイメージ



##### 3) 休憩スペース

- ・テーブルや椅子を備えます。
- ・自動販売機（飲み物、線香等）の設置を検討します。

#### (6) 配置図・イメージ図

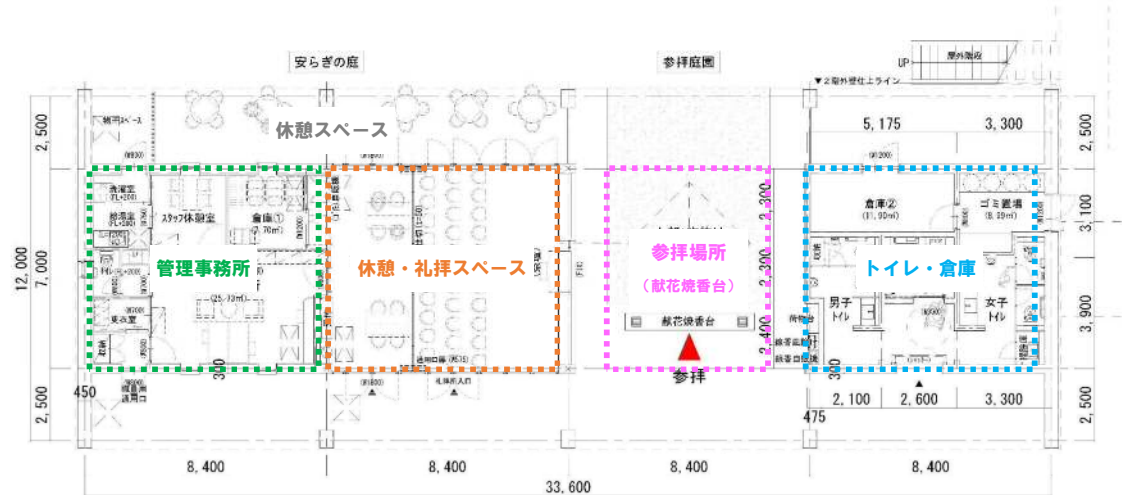
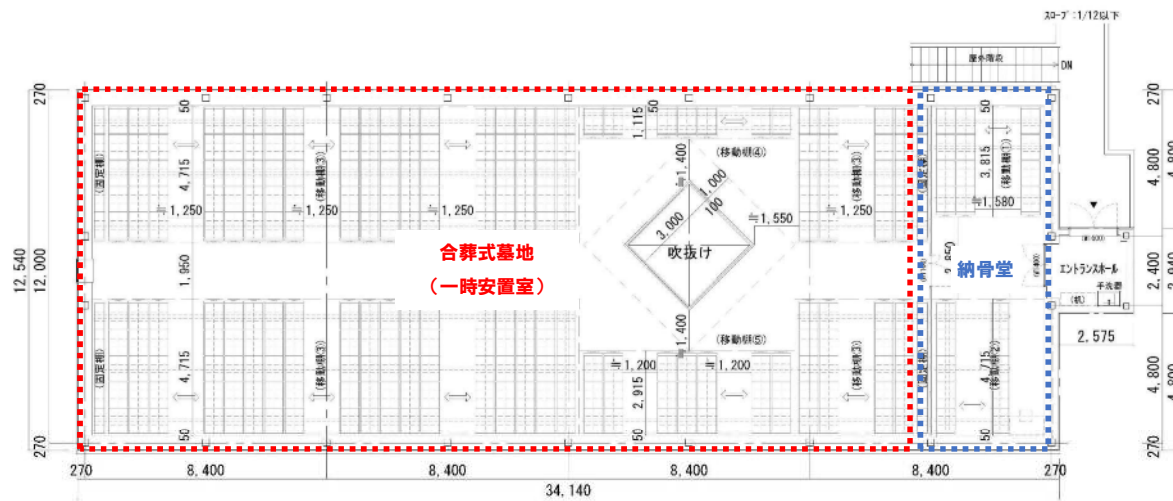
本計画で想定する建物の配置図や平面図、イメージ図等については、13ページから17ページのとおりです。



■施設配置図



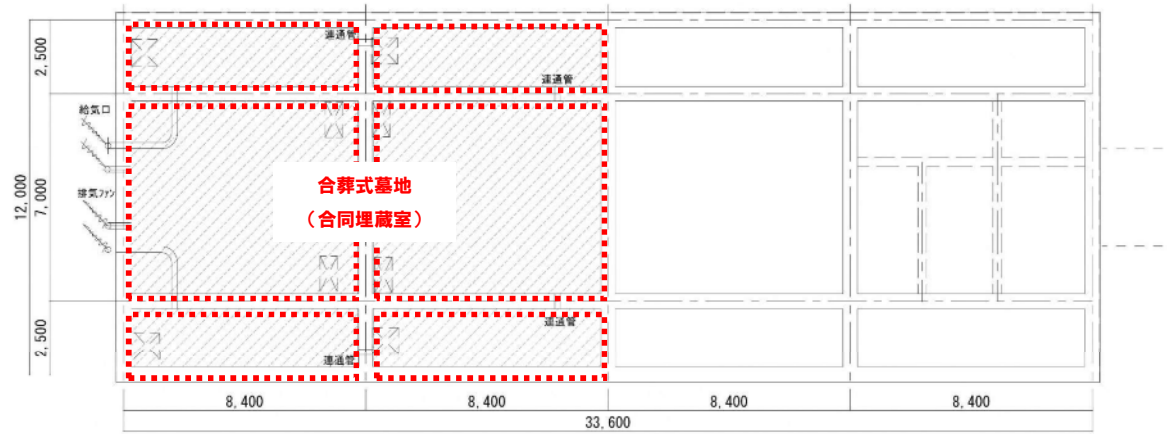
■平面図（建物1階・2階）



※床面積は参考値



■平面図（地下）



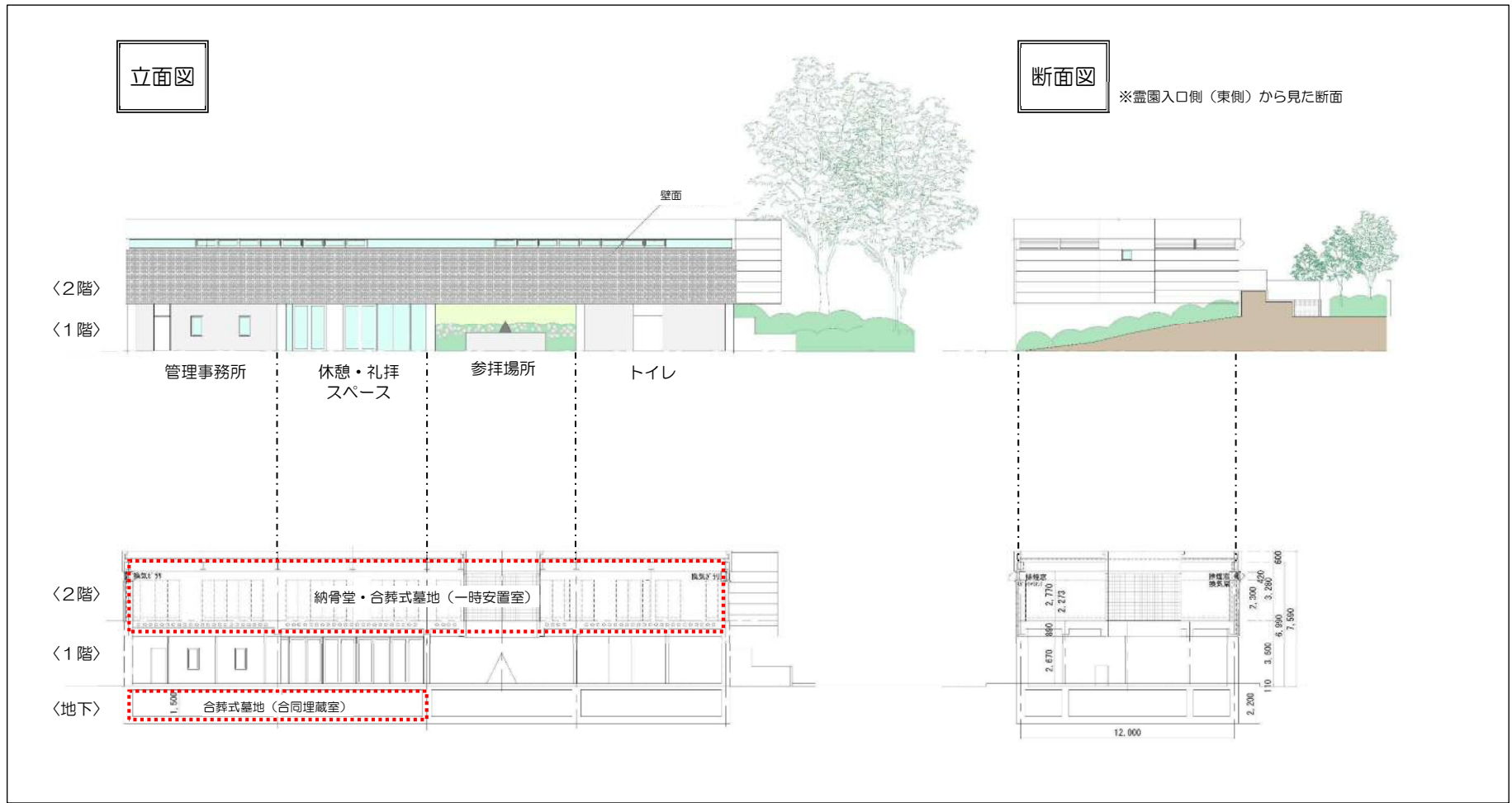
地下

【床面積（地下ピット）】  
166 m<sup>2</sup>

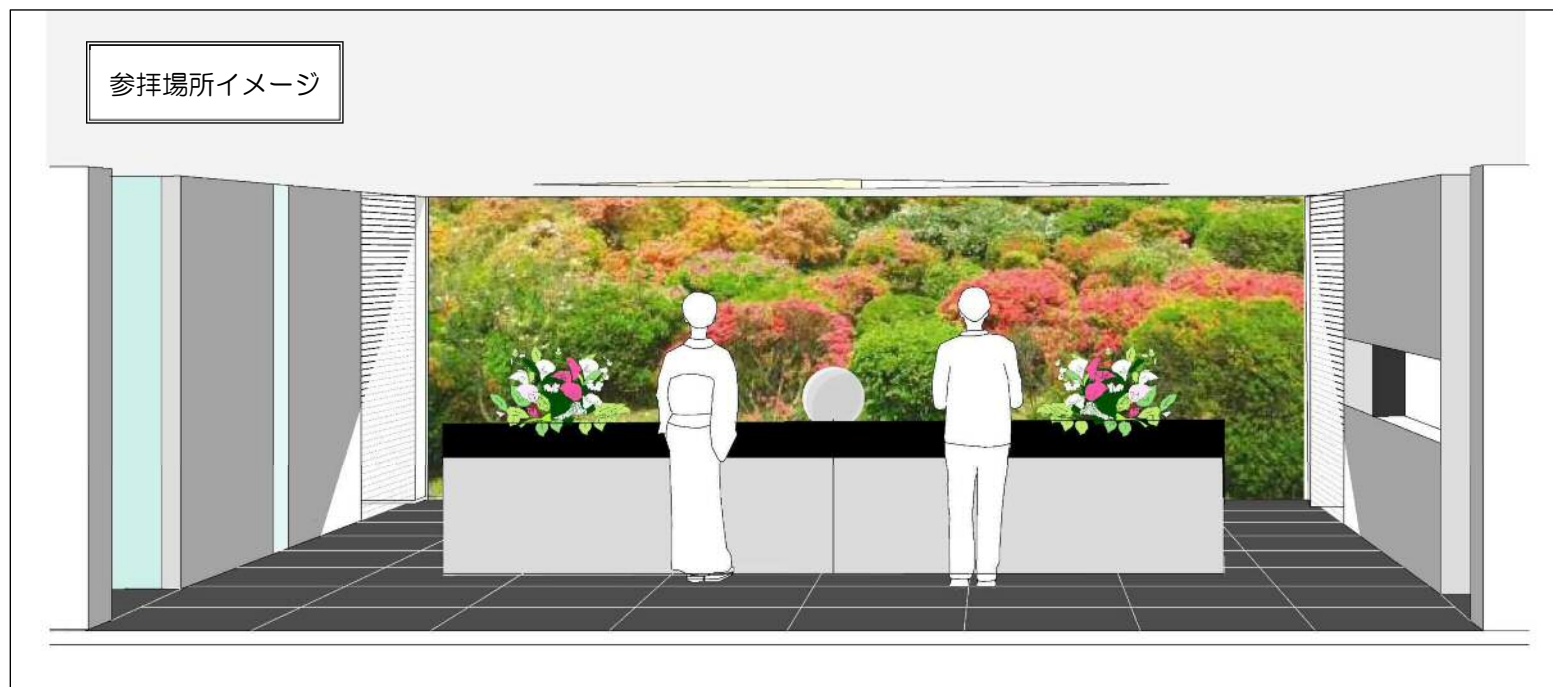
【設備】  
合葬式墓地（合同埋蔵室）

※床面積は参考値

■断面図・立面図



■建物1階透視図



## **(7) 全体計画の検討**

### **1) 園路の改修**

- ・新設する納骨堂および合葬式墓地へのバリアフリー園路を整備します。
- ・既存の園路で勾配が急な箇所、段差がある箇所についても改修を行い、円滑に墓参ができるよう検討します。

### **2) 区画墓地**

- ・返還等で一定の空きが生じた場合は、区画の整理や、整理後の空きスペースの活用方法について検討します。

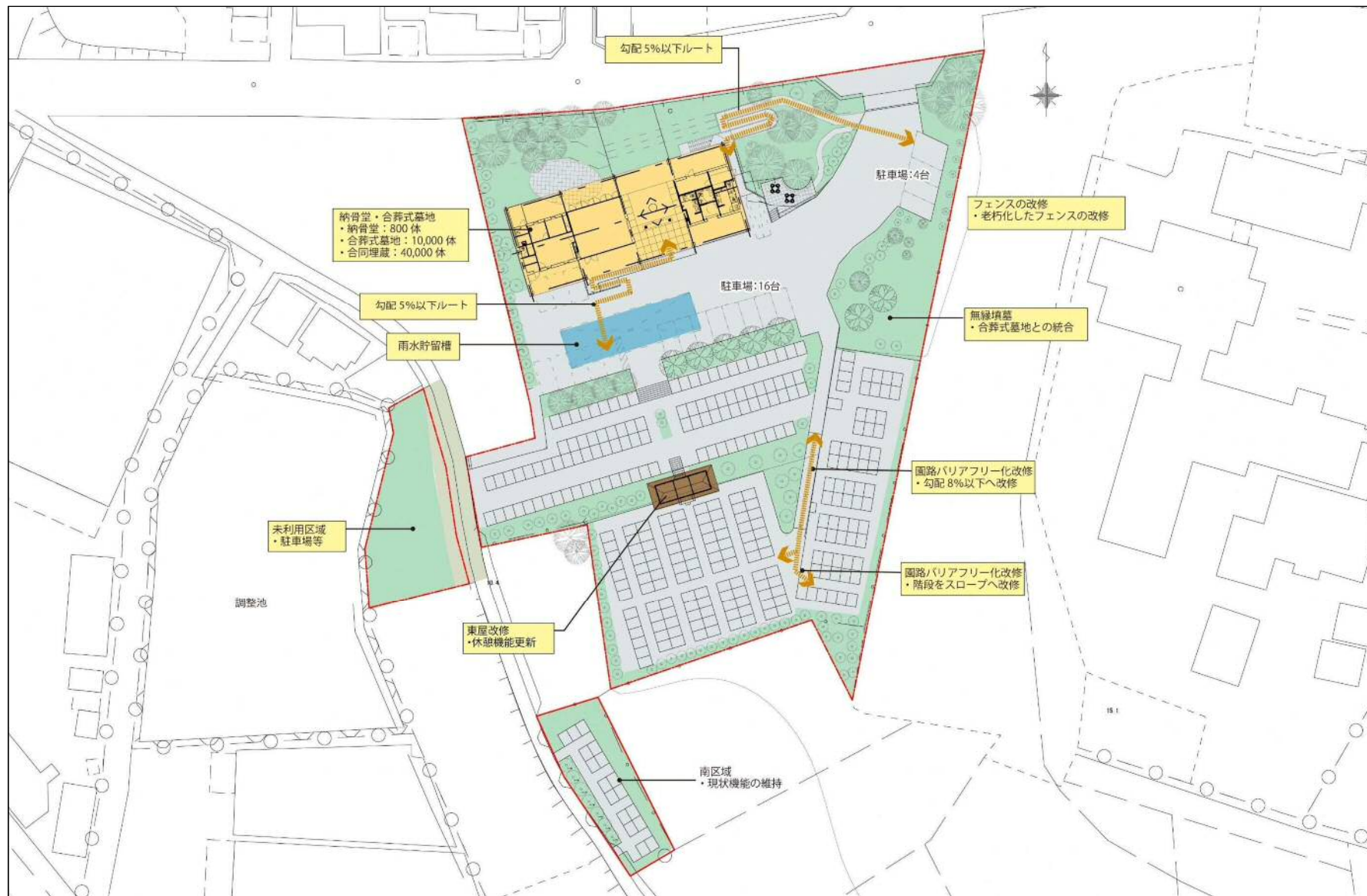
### **3) 無縁墳墓**

- ・無縁墳墓は合葬式墓地と統合することを検討します。

### **4) その他施設**

- ・正面の門や壁面、老朽化した敷地境界のフェンス等を改修します。
- ・「川口市雨水流出抑制指針・マニュアル公共施設用」等に基づき、雨水貯留槽を設置します。
- ・未利用区域については駐車場として利用することを検討します。

■全体計画図





## (8) 植栽計画の検討

景観に配慮し、以下を一例として植栽を検討します。

名称等	概要
参拝庭園 (仮称)	参拝空間の背景として北面部分に低木と花木を植栽し、厳かな参拝空間を演出する。 【植栽例】 ツバキ(花期:11月~4月)、ジンチョウゲ(花期:3~4月)、ヒュウガミズキ(花期:3~4月)、ドウダンツツジ(紅葉)、ニシキギ(紅葉)等
樹の里庭園 (仮称)	既存の大木(ムクノキ、シラカシ)の木陰を活かした休憩テラスと小路の空間とする。 【植栽例】 アジサイ(花期:6月~7月)、ギボウシ、ヤブラン(花期:9月)等
安らぎの庭 (仮称)	休憩・礼拝スペースと連続するテラスにおいて、くつろぎと安らぎのある落ち着いたシェードガーデン(木蔭の庭)とする。 【植栽例】 アセビ(花期:5月)、クチナシ(花期:5月)、アオキ、クサソテツ、ツワブキ等
安行桜	地域の特徴を活かした安行桜(大寒桜・花期:3月)の植栽を検討
その他	適宜補植を行い、緑の質と量を維持・向上させる。

### ■植栽計画図



### (9) 仮設納骨堂の検討

建物の工事期間中、既存の納骨堂と同様に遺骨を一時預かりする設備を仮設します。  
設置場所や規模等は以下とします。

#### ■計画案

納骨可能数	現在の使用状況に合わせて 700~800 体程度
参拝方式	設置スペースの確保や建替え後の運用に合わせて間接参拝方式
安置方法	仮設の固定棚
設置場所	本設部分の工事ヤードを考慮して入口付近の駐車場スペース
構造および規模	平屋（プレハブ）とし、建物内の通路幅を最小限にするなどレイアウトを工夫し、コンパクトなものとする
配置	<p>仮設事務所 仮設納骨堂 48.60m<sup>2</sup></p> <p>仮設トイレ</p>
面積	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仮設事務所：15.78 m<sup>2</sup></li> <li>・ 仮設納骨堂：32.82 m<sup>2</sup>（合計 48.60 m<sup>2</sup>）</li> </ul>

## 4. 運用計画

---

### (1) 区画墓地

#### 1) 区画の整理

区画墓地については、霊園内での増設や別の場所に新たに設置することが難しい状況にあります。今後、返還等で一定の空きが生じた場合は、区画の整理や、整理後の空きスペースの活用方法について検討します。

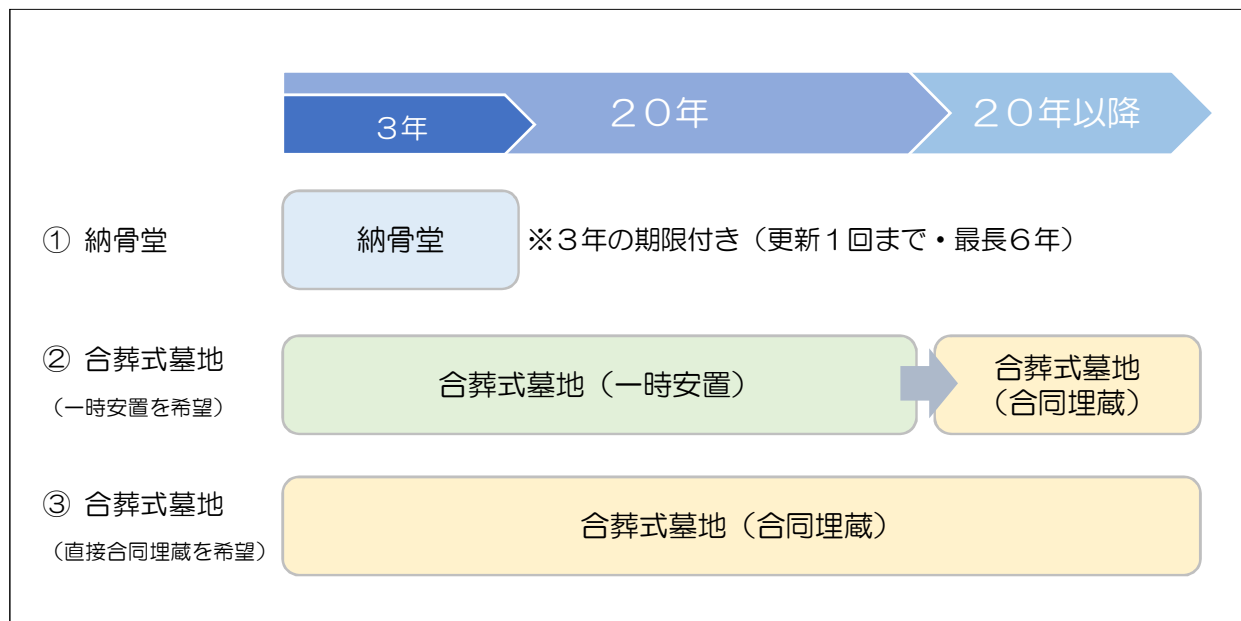
#### 2) 無縁化対策

区画墓地における無縁化防止対策として、区画墓地から合葬式墓地への改葬を希望する場合に、合葬式墓地の使用料を減免する措置等について検討します。

### (2) 納骨堂、合葬式墓地、礼拝設備

#### 1) 施設使用の流れ

用途に応じて、①から③の運用とします。



※納骨堂から合葬式墓地へ移した場合は、移した時点から20年となります。



## 2) 申込要件、使用期間等

納骨堂や合葬式墓地、礼拝設備を使用する際の申込要件等については、以下を想定します。  
なお、詳細については今後検討するものとします。

### ① 納骨堂

#### ■ 申込要件

項目	内容
申込要件	次の要件を全て満たす方 ①川口市に住所を有し、自ら祭祀を司ることができること ②他の墓地や納骨堂等に納めていない焼骨を現に保有していること (改葬遺骨は不可) ③条例および規則を遵守できること
使用期間	3年(更新は1回まで、最長6年可能)

### ② 合葬式墓地

#### ■ 申込要件

項目	内容
申込要件	次の要件を全て満たす方 ①川口市に住所を有し、自ら祭祀を司ることができること ②本市霊園の墓地や納骨堂の使用者でないこと ※現使用者であっても墓地や納骨堂から改葬を希望する場合は可 ③条例および規則を遵守できること  ※生前予約について ご自身の死後、合葬式墓地の申し込みを行う方がいない等の場合は、あらかじめご自身で使用する分の申し込みができるようにすることなどを検討します。

### ③ 礼拝設備

#### ■ 申込要件

項目	内容
申込要件	区画墓地、納骨堂、合葬式墓地を現に使用していること
使用時間	1日あたり3～4枠とし、1枠ごとの申し込み

### (3) 使用料・管理料の検討

料金体系については、以下を予定しています。

金額については、工事等の導入費、運用に係る維持管理費、他自治体の事例等を総合的に勘案して検討します。

#### 1) 区画墓地

現在と同様、区画の使用を許可した際の使用料および年間の管理料とします。

#### 2) 納骨堂

既存の納骨堂と同様、3年間の使用料とします。

#### 3) 合葬式墓地

一時安置（20年個別）の有無や遺骨の状態等、利用者の希望に応じて対応できるよう、区分を設けて金額設定を行います。

- ・直接合同埋蔵とした場合、一時安置に係る費用が無い分、使用料を引き下げる措置を検討します。
- ・近年は粉骨化する事例も多く、粉骨化により体積が減り省スペースとなることから、使用料を引き下げる措置を検討します。

#### ■合葬式墓地の料金体系イメージ

		一時安置の有無	
		一時安置あり	一時安置なし
遺骨の状態	焼骨のまま		一時安置に係る費用が無い分 低額とします
	粉骨した状態	焼骨のままと比べて 低額とします	

#### 4) 礼拝設備

予約1枠ごとの使用料とします。

## 5. 事業スケジュール案

今回策定した基本計画を基に、設計や工事等を順次進めていきます。

### ■事業スケジュール

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
計画・設計	基本計画策定	基本・実施設計策定 (許可申請手続き等含む)				
工事			仮設設置	遺骨移動	解体工事	整備工事
その他			公聴会※・説明会			供用開始

※開発許可等に係る公聴会

## 資料編 目次

1. 各種条件の比較 .....	1
(1) 建物整備 .....	1
(2) 運用方法 .....	3
2. 建物の比較 .....	8
3. 仮設納骨堂の比較 .....	9
4. 運用の検討 .....	10
(1) 墓誌の設置 .....	10
(2) 合同参拝 .....	10
(3) その他運用 .....	10
5. 今後の課題 .....	11
6. 参考資料 .....	12

## 1. 各種条件の比較

### (1) 建物整備

納骨堂および合葬式墓地設備については、以下の案を検討しました。

#### 1) 安置棚の種類

納骨堂および合葬式墓地（一時安置室）における遺骨を安置する設備については、「納骨壇」「固定棚」「移動棚」の3つの方法が考えられます。

納骨可能数や耐震性等の安全面を考慮した結果、本計画では「移動棚」を採用します。

#### ■比較表

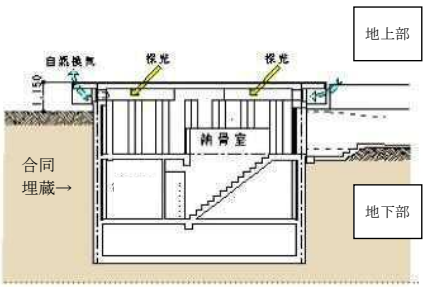
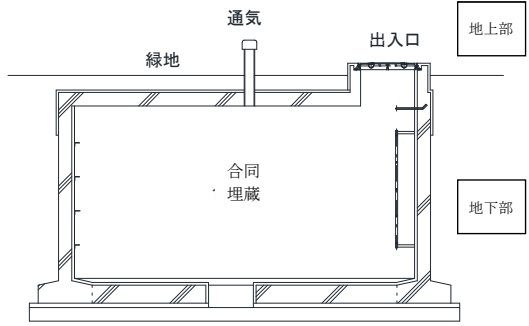
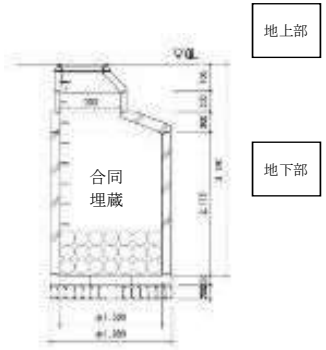
	納骨壇	固定棚	移動棚
概要	ドア付きの個別安置壇 位牌等を一緒に置いておくことも可能	ドアや仕切り等のない、固定された棚	ドアや仕切り等はなく、備え付けのキャスターによりレール上を移動させることができる棚
イメージ	 (八王子市HPより)	 (青森市HPより)	 (小松市HPより)
形状	平面形状（棚1列）：W=900、D=420、H=2450 収蔵数：（7段・5連）：3体×7段×5連=105体	平面形状（棚1列）：W=900、D=300、H=2600 収蔵数：（7段・5連）：3体×7段×5連=105体	平面形状（棚1列）：W=900、D=510、H=2623 収蔵数：（7段・5連）：3体×7段×5連=105体
仕様	・アルミ製	・スチール焼付塗装（本棚用を一部加工）既製品に一部加工したもの。	・一般的にステンレス製の可動棚は無いためスチール製のみに限定される。スチール焼付塗装（本棚用を一部加工）
参拝方式	直接参拝および間接参拝の両方に対応	間接参拝	間接参拝
評価	【△】 両方の参拝方式に対応可能だが、納骨可能数は他案に比べて少ない。	【△】 納骨可能数は納骨壇より若干多いが、落下防止や耐震対策が必要。	【○】 納骨時以外は棚を寄せて通路のすき間を埋めることで、固定棚より落下しづらく耐震性が増す。 通路の面積を減らした分を棚に充てることで、納骨可能数が多くなる。

※イメージやサイズ、材質等は参考

## 2) 合同埋蔵室の構造

合同埋蔵室の構造については、以下の方法が考えられます。  
敷地面積等を考慮した結果、合同埋蔵室は「地下ピット方式（建物一体型）」を採用します。

### ■比較表

	地下ピット方式（建物一体型）	地下ピット方式（別棟型）	マンホールカロート形式（別棟型）
概要	納骨堂等の建物の地下部分に設置した一体的な施設 (建築物扱い)	納骨堂等の建物とは別に設置した施設 (建築物ではなく墳墓扱い)	納骨堂等の建物とは別に設置した施設 例：内径 1.5m×1.5m×内高 2.25m程度のカロートを複数設置 (樹林型合葬式墓地で見られる形式)
イメージ			
規模試算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・10,000 体で 100 m<sup>3</sup>、余裕をみて 120 m<sup>3</sup> (×1.2)</li> <li>必要面積：60 m<sup>2</sup> (10m×6m)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・10,000 体で 100 m<sup>3</sup>、余裕をみて 120 m<sup>3</sup> (×1.2)</li> <li>必要面積：60 m<sup>2</sup> (10m×6m)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記カロートで約 400 体のため、10,000 体で 25 個必要</li> <li>必要面積：約 133 m<sup>2</sup> (2.3m×2.3m×25)</li> </ul>
メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地面積を有効活用できる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地上部を緑化することで景観性がよい</li> <li>・地上部の建物の影響を受けにくい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地上部を緑化することで景観性がよい</li> <li>・地下ピットよりは施工性がよい</li> </ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地下部の掘削範囲が大きい</li> <li>・将来的に満杯になった際、地上部の建物も残り維持管理に課題がある</li> <li>・湿気対策に課題あり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地下部の掘削範囲が大きい</li> <li>・納骨室の他にある程度の面積が必要</li> <li>・湿気対策に課題あり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要面積が大きい</li> <li>・湿気対策に課題あり</li> </ul>
評価	<p>【○】 将来的な維持管理や湿気対策に課題があるが、限られた敷地では小スペースとなることから本計画には適している。</p>	<p>【△】 本敷地においては建物と別に大きなスペースを必要とするため困難である。</p>	<p>【△】 本敷地においては建物と別に大きなスペースを必要とするため困難である。</p>

## (2) 運用方法

### 1) 参拝方式の比較

参拝方式には「直接参拝方式」と「間接参拝方式」の大きく二つの方式があり、以下に比較を行います。

本市霊園は敷地が限られており、コンパクトな施設が求められることから、納骨スペースを小さくできる間接参拝方式を採用します。

	直接参拝方式	間接参拝方式	左記2案の併用
概要	墓地や建物内にある納骨壇の前で参拝する方式	墓地や納骨壇の前ではなく、共同献花台等の前で参拝する方式	どちらの参拝方式にも対応
事例	本市霊園等	浦安市等	—
メリット	<ul style="list-style-type: none"><li>・現在の利用方法と同じ</li><li>・「参拝時に故人を近くに感じたい」というニーズに対応</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・直接参拝に比べ納骨可能数を多く確保</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・多様なニーズに対応</li></ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"><li>・通路等の面積を確保する必要があり、間接参拝に比べ納骨可能数が少ない</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・現在の利用方法と異なる</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・両方に対応した施設づくりに課題</li></ul>
総合評価	【×】 敷地が限られた本市霊園においては十分な納骨可能数を確保できない。	【○】 一定数の受け入れが可能である。ただし、利用方法が変わることから現在の利用者への配慮が必要。	【△】 多様なニーズに対応でき、ある程度の数も確保できるが、施設づくりに課題が生じ、効率性が劣る。

## 2) 参拝対象の比較

間接参拝とした場合の参拝の対象となるモニュメント等については、以下を検討します。

### ■参拝対象の事例

	建物外壁型	モニュメント型	樹木型
イメージ	<p>八王子市宮霊園 (合葬式墓地)</p> <p>浦安市墓地公園 (複合霊堂)</p>	<p>川崎市緑ヶ丘霊園 (合葬型墓所)</p> <p>市川市宮霊園 (合葬式墓地)</p>	<p>横浜市日野公園墓地 (日野こもれび納骨堂)</p> <p>相模原市峰山霊園 (樹林型合葬式墓所)</p>
メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物自体をシンボルとするため目立ちやすい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・参拝対象が分かりやすい</li> <li>・管理が容易</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑に包まれた場所を表現できる</li> </ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物壁面を使用しているため、修繕が必要な場合大規模になる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意匠の独自性に課題</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・面積が必要</li> <li>・維持管理に課題</li> </ul>
評価	<p>【△】</p> <p>モニュメントとして参拝するにはある程度対象（建物）との距離が必要であるため、敷地の狭い本市霊園では不向きとなる。</p>	<p>【○】</p> <p>意匠の独自性に課題があるが、参拝対象が分かりやすく管理も容易である。</p>	<p>【×】</p> <p>シンボルとなる樹木等の緑地面積が必要となり、維持管理にも課題がある。</p>

※各自治体における型の分類は本市が行ったものです。



### 3) 合葬式墓地の運用

合葬式墓地の運用については、以下の方法が考えられます。

本計画では、多様な墓地ニーズに対応することを目的としていることから、併用案を採用します。

	骨壺等で一時安置後、 合同埋蔵	直接合同埋蔵	左記2案の併用
概要	<ul style="list-style-type: none"><li>骨壺等の状態で一定期間個別に安置した後、布袋等に移して合同埋蔵室に納める</li><li>期間の延長は行わない</li><li>安置期間中の遺骨の返還は可</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>始めから合同埋蔵室へ納める</li><li>納めた後の遺骨の返還は不可</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>どちらかを選択可能</li><li>使用料で差別化を図る</li></ul>
類似事例	さいたま市等	川崎市等	都立霊園等
評価	【○】 合葬式墓地の運用として多くの事例がある。	【△】 直接合同埋蔵だけでは多様なニーズへの対応が難しい。	【◎】 併用することできめ細かい対応が可能。

#### 4) 一時安置期間の設定

合葬式墓地における、一時安置室から合同埋蔵室へ納めるまでの一時安置期間については、以下の3パターンを検討します。

比較を踏まえ、一時安置の期間は「20年」を採用します。

	10年	20年	30年
概要	骨壺等の状態で10年間安置	骨壺等の状態で20年間安置	骨壺等の状態で30年間安置
主な根拠	—	民法所有権の消失	仏教の33回忌
類似事例	—	東京都 さいたま市 川崎市 等	横浜市 千葉市 等
メリット	・短いサイクルにより、長期的にみて多くの受け入れが可能	・採用事例が多い ・一定数の受け入れが可能	
デメリット	・合同埋蔵室の必要規模が大きくなる ・利用者によっては安置期間が短いと感じる場合あり	・10年案より多くの一時安置室の確保が必要	・期間が長く、循環利用のサイクルが長い場合、一時安置室をより多く確保する必要あり
総合評価	【△】 安置期間が短く、仏教の13回忌の慣例に馴染むか、あるいは納骨堂収蔵期間との差別化に課題がある。	【○】 一時安置と合同埋蔵の両方で一定数の受け入れが可能である。	【×】 敷地の狭い本市霊園では採用が難しい。

#### ■ 合同埋蔵のサイクル例 (建物耐用年数80年とした場合)

	10年	20年	30年
納骨可能数	8サイクル (10,000×8 =80,000体分)	4サイクル (10,000×4 =40,000体分)	2サイクル (10,000×2 =20,000体分)
評価	【△】 受け入れ数が多いが、納骨スペースの確保が難しい。	【○】 一定数の受け入れが可能である。	【×】 受け入れ数が少ない。

※一時安置室の納骨可能数を10,000体と仮定した試算

## 5) 遺骨安置容器

合葬式墓地（一時安置室・合同埋蔵室）での遺骨を安置する際の容器としては、以下の容器を検討します。  
地震対策や維持管理の容易さを踏まえ、一時安置の際はGのような留め金具付き密閉容器が望ましいと考えます。

### ■一時安置

容器種類例	寸法	参考価格	材質	地震等の対応	備考
A 三寸骨壺～八寸	W : 10-24cm φ H : 11-26cm	500～7000 円	陶器	×	仏具普及品
B ミニ骨壺	W : 5cm φ H : 6.7cm	10,000 円	真鍮ウレタン塗装	○	仏具
C 丸型ステンレス湿布缶（かぶせ蓋）	W : 9cm φ H : 9cm	1,500 円	SUS	×	医療用等
D 丸型ステンレス湿布缶（はめ込み蓋）	W : 10.5cm φ H : 13.5cm	2,200 円	SUS	○	医療用等
E 丸型ステンレス密封式保存缶（アクリル蓋）	W : 12cm φ H : 14cm	1,800 円	SUS	○	医療用等
F 角型ステンレス容器（かぶせ蓋）	9cm×9cm H : 9cm	2,950 円	SUS	△	医療用等
G 角型ステンレス留め金具付き容器	10.5×10.5cm H : 10.5cm	6,200 円	SUS	◎	医療用等

### 製品イメージ



### ■合同埋蔵

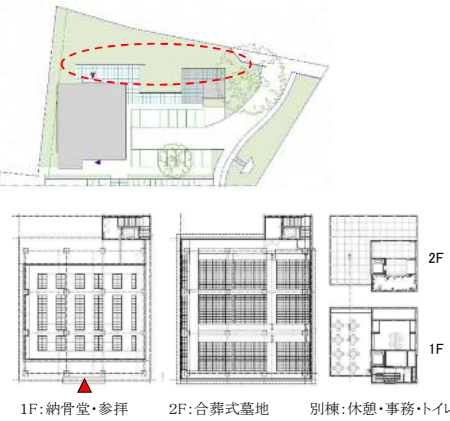
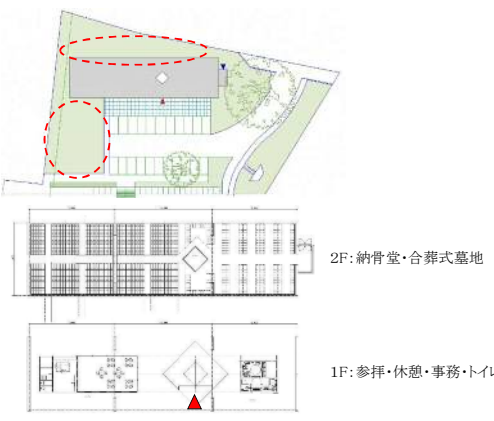


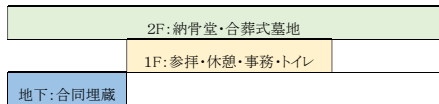
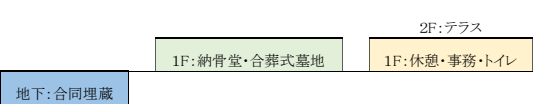
容器種類	寸法	参考価格	製品イメージ
H 納骨袋（天竺木綿製）	27cm×31cm	1,300 円	
I 納骨袋（さらし木綿製）	26cm×30cm	550 円	

## 2. 建物の比較

上記の各項目の検討案を踏まえ、以下の建物案を検討します。

メリット・デメリット等、総合的に勘案した結果、「案2」を採用します。

### ■建物案

	案1	案2	案3
配置図	 <p>1F: 納骨堂・参拝 2F: 合葬式墓地 別棟: 休憩・事務・トイレ</p>	 <p>2F: 納骨堂・合葬式墓地 1F: 参拝・休憩・事務・トイレ</p>	 <p>1F: 納骨堂・合葬式墓地 別棟: 休憩・事務・トイレ</p>
断面模式図	 <p>2F: 合葬式墓地 1F: 納骨堂・参拝 地下: 合同埋蔵</p> <p>2F: テラス 1F: 休憩・事務・トイレ</p>	 <p>2F: 納骨堂・合葬式墓地 1F: 参拝・休憩・事務・トイレ 地下: 合同埋蔵</p>	 <p>2F: テラス 1F: 休憩・事務・トイレ 1F: 納骨堂・合葬式墓地 地下: 合同埋蔵</p>
各案の特長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1階に直接参拝が可能な納骨堂、2階に合葬式墓地として建物を集約化</li> <li>・建て坪が小さくなることにより緑化部分を広くとることが可能となり、計画主旨の「安行の緑」による庭園を具体化</li> <li>・休憩スペース等は別棟として屋上を休憩テラスとして「安らげる場所」を提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2階に納骨堂と合葬式墓地をまとめ、納骨堂⇔合葬式墓地の交換性を高くする</li> <li>・1階に参拝、休憩スペース等をまとめることにより、高齢者・障害者にも利用しやすい施設とする</li> <li>・建て坪が案1に比べ大きくなることから緑地が分散される</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・納骨堂と合葬式墓地を平屋として連続させ、納骨堂⇔合葬式墓地の交換性を高くする</li> <li>・建物を隣地側及び道路側に添わせることにより「安行の緑に包まれた」緑地を設ける。</li> <li>・休憩スペース等は別棟とし、屋上を休憩テラスとして「安らげる場所」を提供</li> </ul>
合同埋蔵	建物地下ピット	建物地下ピット	外部別設置
メリット	施設の集約化により、まとまった緑地の確保ができる	納骨堂と合葬式墓地の変更自由度が高い	納骨堂と合葬式墓地の変更自由度が高い、参拝空間が抱かれたイメージ
デメリット	納骨堂と合葬式墓地の交換自由度が低い	緑地は前庭と後背の2つに分けられる	建物を集約化していないので緑地が少ない
緑地	【◎】 一定の緑地を確保できる	【○】 緑地が建物後背の緑地と西側庭園緑地の2つに分かれる	【△】 緑地が分散する
バリアフリー	【○】	【◎】	【○】
建物のシンボル性	【△】 シンボル性は低い	【○】 シンボル性が高い	【○】 シンボル性が高い
管理視認性	【△】	【◎】	【○】
維持管理	【○】	【◎】 建物が1棟のため管理がしやすい	【○】

### 3. 仮設納骨堂の比較

本設部分の工事期間中、現在の納骨堂に納められている遺骨と新たに申請のあった遺骨を安置する仮設納骨堂については、以下の案を検討します。

メリット・デメリット等、総合的に勘案した結果、「B案」を採用します。

#### ■仮設納骨堂案

	A案	B案	C案
配置図			
面積	仮設事務所:19.45 m <sup>2</sup> 仮設納骨堂:124.74 m <sup>2</sup>	仮設事務所:15.78 m <sup>2</sup> 仮設納骨堂:32.82 m <sup>2</sup>	仮設事務所:19.45 m <sup>2</sup> 仮設納骨堂:38.88 m <sup>2</sup>
安置方法	現在使用している納骨壇を移設して再利用	仮柵を設置	小型納骨壇を新設し、建替後の納骨堂においても再利用
参拝方式	直接参拝、間接参拝の両方に対応	間接参拝	間接参拝
メリット	現在の納骨壇を再利用でき、当面は現在と同様の利用形態	他2案に比べ最も省スペース	建替後に再利用可能
デメリット	・他2案に比べ大きなスペースが必要 ・既存壇を移設させる際、一時的に遺骨を取り出し、移設後に再度納める作業が発生	仮置き柵のコストが掛かる	固定柵となるため、建替後に固定柵と移動柵が混在する
評価	【△】 他2案に比べ大きなスペースを必要とするため、既存樹木等への影響が大きい。	【○】 最も省スペースにでき、狭い敷地の本市霊園において工事や緑地整備が行いやすい。	【△】 省スペース化を図れるが、B案より建設コストが掛かる。

## 4. 運用の検討

---

### (1) 墓誌の設置

合葬式墓地に納められている方の氏名を記した墓誌を設置する場合、納骨可能数分を確保する必要があり、相当の設置面積を用意する必要があります。また、管理面においても定期的な保守等が必要となり、継続的な費用負担が発生します。

管理面、コスト面等を考慮した結果、墓誌は設置しないこととします。



【参考】川崎市 HP より

### (2) 合同参拝

基本方針では「亡くなった方の誰もが安心して眠れ、自治体と市民等、皆で故人を弔うことができるよう墓地環境を整えることを目標とします」としていることから、市による献花を行うことを検討します。

【参考】東京都 HP より  
東京都小平霊園における合同献花式の様子  
(毎年 10 月 1 日・都民の日)



### (3) その他運用

#### 1) 納骨時の立会いについて

納骨堂や合葬式墓地への納骨時の家族立ち合いについては、建物入口までとして、納骨は管理者が行います。

#### 2) 行旅死亡人等の受け入れ

現在、行旅死亡人や、承継者や縁故者がおらず引取り手がいない遺骨については、霊園敷地内の無縁墳墓に納めていますが、墳墓を合葬式墓地に統合し、他の遺骨と同じ方法で管理します。

#### 3) 区画墓地 D 区画の検討

飛び地の区画 (D 区画) については、将来的に他の区画が返還され区画整理が可能となった場合、現利用者の同意のもと、移設することも検討します。

D 区画が全て空いた場合、最終的に駐車場としての利用も検討します。

## 5. 今後の課題

-----  
 今後の基本設計・実施設計へ向けた検討事項を以下に示します。

大項目	項目	検討事項
建物	廃棄物集積場	・ 廃棄物集積場や方法等
	2階無柱空間	・ 工法の検討
	地下ピット	・ 遺骨集積方法および集積のための仕組み ・ 地下ピット換気方法、地下ピット換気計算等
	参拝場所	・ 献花焼香台やモニュメント仕様および形態 ・ 吹き抜け部の雨水処理
	東屋	・ 取り壊し後の活用（休憩スペースや水道の設置等）
	雨水貯留槽	・ 具体的な計画内容
運用	休憩・礼拝スペース	・ 祭壇仕様および収納方法、必要家具・什器数
	管理事務所	・ 管理事務内容および利用者諸手続きに伴う備品等、事務所内計画
	納骨管理	・ 骨壺から安置用容器への遺骨移し替え方法 ・ 安置用容器の保管場所 ・ 廃棄骨壺等の保管場所、廃棄方法 ・ 合同埋蔵室への埋蔵方法
	納骨棚（移動棚）	・ 初期導入数 ・ 導入方法（床のセルフレベリング防塵塗装処理の検討等を含む） ・ 地震による落下や倒壊予防

## 6. 参考資料

他自治体へ行った使用料等のヒアリング結果は以下のとおりです。(令和4年7月実施)

### ■使用料の比較

自治体名	施設名称	形式	使用料	管理料
さいたま市	思い出の里市営霊園： 合葬式墓地		140,000円	なし
	思い出の里市営霊園： 樹林型合葬式墓地	共同カロートに合葬	100,000円	なし
稲城・府中 墓苑組合	稲城・府中メモリアルパーク： 合葬式墓地		178,200円	管理料含む
羽村市	富士見霊園墓地： 合葬式墓地	1体用	140,000円	なし
		2体用	280,000円	なし
		合葬室	20,000円	なし
浦安市	浦安市墓地公園： 合葬式墓地（複合霊堂内）	新規申し込みの場合	137,500円	なし
		墓所使用者が埋蔵骨を改葬する場合	35,000円	なし
		墓所返還に伴う園内改葬の場合(直接埋蔵)	無料	なし
		墓所返還に伴う使用者・配偶者の生前予約の場合（直接埋蔵）	35,000円	なし
横須賀市	横須賀市営公園墓地： 期限後合祀型合葬墓	1体用	97,000円	なし
		2体用	194,000円	なし
		墓所変更1体用	16,000円	なし
		墓所変更2体用	32,000円	なし
横浜市	日野公園墓地： 日野こもれび納骨堂	合葬式納骨施設の費用（直接合葬）	74,800円	46,200円 （申込時）
市川市	市川市営霊園： 合葬式墓地	1体用	71,000円	なし
		2体用	142,000円	なし
川崎市	緑ヶ丘霊園： 合葬型墓所	直接合葬	70,000円	30,000円 （申込時）
相模原市	峰山霊園： 慰霊碑型合葬式墓所	慰霊碑型合葬式墓所	90,000円	なし
		樹林型合葬式墓所	92,000円	なし
藤沢市	大庭台墓園： 合葬納骨壇		78,000円	管理料含む
八王子市	八王子市営霊園： 合葬式墓地	納骨室	125,000円	管理料含む
		合葬室	85,000円	管理料含む
八千代市	八千代市営霊園： 合葬式墓地	1体用	110,000円	管理料含む
		2体用	220,000円	管理料含む

多くの自治体で管理料なしまたは含むとし、一括の料金体系となっています。